金銭管理契約開始（変更・解除）報告書

　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市〇〇保健福祉センター

社会援護（第一・第二）課長　様

所在地

名称

施設長の氏名　　　　　　　　　　　印

　本施設（無料低額宿泊所）の入居者である次の被保護者について、金銭管理契約を締結（変更・解除）したため、千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和２年千葉市条例第５号）第２５条第１１号の規定に基づいて、金銭管理契約書を提出いたします。

※この報告書は、被保護者の金銭管理契約を締結、変更又は解除した際に使用するものです。

参考

　千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

　（日常生活に係る金銭管理）

第２５条　入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

（11）当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。